

現行			
京都府居宅介護従業者養成研修事業指定事務取扱要綱			
附 則			
1 この要綱は、平成15年12月22日から施行する。			
2 平成15年度中に実施する研修事業の指定を受ける場合に限り、第3条中、「募集を行おうとする日の30日前までに」とあるのは、「知事が別に定める日までに」と読み替えるものとする。			
附 則			
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。			
附 則			
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。			
附 則			
この要綱は、令和5年2月6日から施行する。			
別表(第6条関係)			
1 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程			
区分	科 目	時間数	備 考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	重度訪問介護に従事する者の職業倫理に関する講義を行うこと。
	基礎的な介護技術に関する講義	1	
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	5	車いすでの移動の介護に係る技術に関する演習を行うこと。
	外出時の介護技術に関する実習	2	
	合 計	10	
2 重度訪問介護従業者養成研修追加課程			
区分	科 目	時間数	備 考
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4	
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1	
実習	重度肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3	在宅等で生活する障害程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を1箇所以上含むこと。
合 計		10	

改正(案)			
京都府居宅介護従業者養成研修事業指定事務取扱要綱			
附 則			
1 この要綱は、平成15年12月22日から施行する。			
2 平成15年度中に実施する研修事業の指定を受ける場合に限り、第3条中、「募集を行おうとする日の30日前までに」とあるのは、「知事が別に定める日までに」と読み替えるものとする。			
附 則			
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。			
附 則			
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。			
附 則			
この要綱は、令和5年2月6日から施行する。			
附 則			
この要綱は、令和7年1月17日から施行し、令和7年4月1日以降に実施する研修から適用する。			
別表(第6条関係)			
1 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程			
区分	科 目	時間数	備 考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	重度訪問介護に従事する者の職業倫理に関する講義を行うこと。
	基礎的な介護技術に関する講義	1	
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	5	車いすでの移動の介護に係る技術に関する演習を行うこと。
	外出時の介護技術に関する実習	2	
	合 計	10	
2 重度訪問介護従業者養成研修追加課程			
区分	科 目	時間数	備 考
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4	
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1	
実習	重度肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3	在宅等で生活する障害程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を1箇所以上含むこと。
合 計		10	

現行			
3 重度訪問介護従業者養成研修統合課程			
区分	科 目	時間数	備 考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号に定める基本研修(以下「基本研修」という。)に相当する研修課程
	基礎的な介護技術に関する講義	1	
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	基本研修に相当する研修課程
	経管栄養と必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	基本研修に相当する研修課程
演習	喀痰吸引等に関する演習	1	基本研修に相当する研修課程
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	
	外出時の介護技術に関する実習	2	
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	
合 計		20.5	
(注) この表に定める研修の課程は、別表1、別表2並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号に定める内容を含むものとする。			

改正(案)			
3 重度訪問介護従業者養成研修統合課程			
区分	科 目	時間数	備 考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号に定める基本研修(以下「基本研修」という。)に相当する研修課程
	基礎的な介護技術に関する講義	1	
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	基本研修に相当する研修課程
	経管栄養と必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	基本研修に相当する研修課程
演習	喀痰吸引等に関する演習	1	基本研修に相当する研修課程
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	
	外出時の介護技術に関する実習	2	
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	
合 計		20.5	
(注) この表に定める研修の課程は、別表1、別表2並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号に定める内容を含むものとする。			

現行

4 同行援護従業者養成研修一般課程

区分	科 目	時間数	備 考
講義	視覚障害者(児)福祉サービス	1	
	同行援護の制度と従業者の業務	2	
	障害・疾病の理解①	2	
	障害者(児)の心理①	1	
	情報支援と情報提供	2	
	代筆・代読の基礎知識	2	
	同行援護の基礎知識	2	
	演習	基本技能	4
	応用技能	4	
合 計		20	

5 同行援護従業者養成研修応用課程

区分	科 目	時間数	備 考
講義	障害・疾病の理解②	1	
	障害者(児)の心理②	1	
	場面別基本機能	3	
演習	場面別応用の技能	3	
	交通機関の利用	4	
合 計		12	

(注)  
この表に定める研修の課程は、別表4に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

改正(案)

4 同行援護従業者養成研修一般課程

区分	科 目	時間数	備 考	
講義	外出保障	1		
	視覚障害の理解と疾病①	1		
	視覚障害の理解と疾病②	0.5		
	視覚障害者(児)の心理	1		
	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1.5		
	同行援護の制度	1		
	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5		
	講義・演習	情報提供	2	
		代筆・代読①	1	
		代筆・代読②	0.5	
演習	誘導の基本技術①	4		
	誘導の基本技術②	3		
	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①	4		
	誘導の応用技術(場面別・街歩き)②	1		
	交通機関の利用	4		
合 計		28		

5 同行援護従業者養成研修応用課程

区分	科 目	時間数	備 考
講義	サービス提供責任者の業務	1	
	様々な利用者への対応	1	
	個別支援計画と他機関との連携	1	
	業務上のリスクマネジメント	1	
	従業者研修の実施	1	
	同行援護の実務上の留意点	1	
合 計		6	

(注)  
この表に定める研修の課程は、別表4に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。